

雇用保険の加入は義務です！



従業員を雇ったら、
雇用保険に加入しなければなりません！
もちろん、労災保険にも加入します！

■雇用保険に入れないのは、以下のいずれかの方のみです。

- ①1週間の所定労働時間が20時間未満である方
- ②65歳を超えてから雇われた方
- ③昼間学生の方
- ④会社の役員、事業主の同居の家族で、従業員と認められない方
- ⑤海の家やスキーリゾート施設などの季節的業務に4ヶ月以内の期間で雇われた方
- ⑥船員保険の被保険者や公務員などの方

パートタイマーやアルバイトなどの名称であっても、上記に該当しない従業員については、雇用保険の加入義務があります！

手続きしないでいると・・・？

雇用保険法の定めにより6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金
労働保険料徴収法の定めにより追徴金、延滞金の納付
が科せられます。

■雇用保険と労災保険を合わせて、労働保険と言います！

労働保険	雇用保険	上記に該当しない従業員が加入。 保険料は、従業員と会社で折半して負担する。
	労災保険	全従業員が加入。 保険料は、全額会社が負担する。

■雇用保険の被保険者の区分

週の所定労働時間によって、被保険者区分は次のようになります。

週30時間以上	一般被保険者 継続して65歳以上となったときは、高年齢継続被保険者
週20時間以上30時間未満	短時間被保険者 継続して65歳以上となったときは、高年齢短時間被保険者